

# 長野県市長会社会環境部会 次第

日時：令和3年10月20日（水）  
　　県民文化部関係 10:00～  
　　健康福祉部関係 10:10～  
　　環境部関係 11:00～  
場所：長野県自治会館2階  
　　　第1特別会議室

## 1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

## 2 会 議

(1) 県等に対する要望事項等について

(2) その他

## 3 閉 会

社会環境部会出席者名簿

令和3年10月20日(水)

於：自治会館

所 属	職 名	氏 名
10:00～ 県民文化部	部長 こども・家庭課長	中坪成海 藤木秀明
10:10～ 健康福祉部	部長 健康福祉部次長兼 ワクチン接種担当参事 健康福祉政策課長 医療政策課長 保健・疾病対策課長 障がい者支援課長	福田雄一 出川広昭 柳沢由里 小林真人 西垣明子 高池武史
11:00～ 環境部	部長 水大気環境課長 生活排水課長 資源循環推進課長	猿田吉秀 仙波道則 中島俊一 滝沢朝行
市長会社会環境部会	部会長 東御市長 須坂市長 駒ヶ根市長 千曲市長 塩尻市長 (代理 副市長) 市長会事務局 局長 次長	花岡利夫 三木正夫 伊藤祐三 小川修一 米窪健一郎 青木弘 久保田肇

令和3年度 長野県市長会各部会議題一覧

【社会環境部会】

所属市：東御市・千曲市・須坂市・塩尻市・駒ヶ根市

No.	要望事項	提案市	県担当課	時間	希望市
1	保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について	須坂市	こども・家庭課	10 県民文化部	松本、須坂、中野、塩尻 4
2	福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について	駒ヶ根市	健康福祉政策課	10 健康福祉部	長野、上田、岡谷、須坂、伊那、大町、茅野、塩尻 8
3	新型コロナウイルス感染症発生後の新たな医療供給体制の確立について	飯山市	医療政策課	10 健康福祉部	長野、松本、岡谷、駒ヶ根、中野、大町、飯山、佐久、千曲、東御 10
4	新興・再興感染症の感染拡大を踏まえた今後の医療提供体制の在り方及び医療機関への支援について	長野市	医療政策課		
5	ワクチン接種について	—	ワクチン接種体制整備室	10 健康福祉部	県からの提案 4
6	がん患者への補正具購入助成制度の創設について	伊那市 駒ヶ根市	保健・疾病対策課	10 健康福祉部	上田、飯田、伊那、駒ヶ根 4
7	重症心身障がい児(者)及び医療的ケアが必要な障がい児(者)への支援体制の拡充について	上田市	障がい者支援課	10 健康福祉部	上田、飯田、諏訪、大町、佐久 5
8	上水道施設・管路の老朽化更新及び耐震化における国の支援について	飯山市	水大気環境課 (市町村課)	10 環境部	諏訪、小諸、駒ヶ根、中野、飯山、茅野、東御 7
9	公害の防止に関する条例の一部改正について	—	水大気環境課	5 環境部	県からの提案 4
10	下水道施設改築等への社会资本整備総合交付金の継続的な財源確保について	飯山市	生活排水課	10 環境部	諏訪、須坂、小諸、伊那、飯山、茅野、東御 7
11	今後の「プラスチック資源」一括回収に係る施策について	須坂市	資源循環推進課	10 環境部	松本、飯田、大町 3
12	し尿処理施設の移転解体における財政支援について	伊那市	資源循環推進課		
13	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野市 ほか10市	資源循環推進課	10 環境部	長野、松本、上田、岡谷、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、中野、茅野、千曲、東御、安曇野 13
	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野市 ほか10市	資源循環推進課		

※時間は、あくまで配分上の目安です。

105

## 【社会環境 1】(4月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・8・23 第143回総会；須坂市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 県      担当部局 <input type="checkbox"/> その他      名称		
件名	1 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について		
提案市	須坂市		
提案要旨	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に対機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。		
提案理由	<p>国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上に3歳未満児が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難である。</p> <p>保育の質を低下させない範囲で、一時的でも緊急避難的に居室面積基準を緩和することで入所児童の増加に対応することができ、また将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。</p>		
現況及び課題等	<p>少子化が進行する現代においては、児童数の減少により新たな施設確保や財政状況等を考慮すると住民の理解を得ることは難しく、たとえ理解を得られたとしても施設整備には数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けられない状況である。</p> <p>(参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(2018年)⇒1,309人(2020年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む</p>		
関係法令	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条		

## 【社会環境 2】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会；駒ヶ根市)																											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																									
要望先	<input type="checkbox"/> 国      担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局      健康推進部 <input type="checkbox"/> その他      名称																											
件名	2 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について																											
提案市	駒ヶ根市																											
提案要旨	福祉医療費給付事業における小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。																											
提案理由	<p>福祉医療費の小・中学生の通院医療費については県補助となっていないため、市町村の財政負担が大きい。</p> <p>また、平成30年8月の現物給付開始以降、子ども医療費に係る支給額が大幅に増加している。</p> <p>以上を踏まえ、小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。</p>																											
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの福祉医療費の対象年齢</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県補助</th><th>駒ヶ根市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td><td>中学校卒業まで</td><td>18歳到達後の3/31まで</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>未就学児まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉医療費支給額（子ども） (単位：千円)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>支給額</th><th>県補助金 (対象の1/2)</th><th>駒ヶ根市 一般財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td><td>67,559</td><td>14,874</td><td>52,685</td></tr> <tr> <td>H30年度(決算額)</td><td>79,523</td><td>17,368</td><td>62,155</td></tr> <tr> <td>H31年度(決算額)</td><td>81,883</td><td>18,338</td><td>63,545</td></tr> </tbody> </table> <p>※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13ヶ月となっている。</p>				県補助	駒ヶ根市	入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源	H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685	H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155	H31年度(決算額)	81,883	18,338	63,545
	県補助	駒ヶ根市																										
入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで																										
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																										
年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源																									
H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685																									
H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155																									
H31年度(決算額)	81,883	18,338	63,545																									
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																											

### 【社会環境 3】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	3 新型コロナウイルス感染症発生後の新たな医療供給体制の確立について		
提案市	飯山市		
要旨 提案	地域医療構想推進のため再編・統合が必要とされ公表された公立・公的医療機関について白紙撤回し、新型コロナウイルス感染症の発生後の新たな医療供給体制の確立を求める。		
提案理由	<p>厚生労働省は「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)に従い地域医療構想推進のためと称して、厚生労働省が一方的に定めた基準に基づき再編・統合が必要な公立・公的医療機関を公表し、地域にとって必要不可欠な医療機関の統廃合を進めようとしている。</p> <p>しかしながら、再編・統合が必要とされた公立・公的医療機関（県内15医療機関）の多くは、新型コロナウイルス感染症が蔓延し先が見通せないこの状況下において、公立・公的医療機関としての責務を果たすため危険を顧みず検査、診療、入院の受入れ等の対応を行っており、各医療圏域において必要不可欠な医療機関となっている。</p> <p>今年度の「経済財政運営と改革の基本方針」では新型コロナウイルス対策として検査体制、医療体制を強化していくとしている。新型コロナウイルスにより国内の医療体制については抜本的に見直す必要があるので、地域医療構想推進のため再編・統合が必要とされ公表された公立・公的医療機関の白紙撤回を求める。</p> <p>また、県が策定する地域医療構想は、国の方針に基づき、2025年（令和7年）における医療需要を推計し、目指すべき医療提供体制を計画し実現するための施策を定めているが、新型コロナウイルス感染症の発生により医療需要の状況が一変しているため、新型コロナウイルスに対する医療供給体制も含めて構想を改定することが必要である。</p>		
課題等	当市では、飯山赤十字病院が地域医療構想推進のため、再編・統合が必要とされた公立・公的医療機関として公表されたが、新型コロナウイルス感染症の発生後は、検査、診療、入院患者の受入れ等を行っており、以前にも増して地域中核医療機関としての機能を発揮している状況である。		
法令関係	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律		

## 【社会環境 4】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	4 新興・再興感染症の感染拡大を踏まえた今後の医療提供体制の在り方及び医療機関への支援について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>医療計画及び地域医療構想に、新興・再興感染症の感染拡大防止対策の観点を反映させるとともに、医療機関における感染患者の受入体制及び、院内感染の防止対策のための大規模な施設・設備整備への手厚い支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関で院内感染が発生した場合、救急患者の受入停止や、手術を制限するなど通常診療が行えない事態が発生し、医療現場では「救える命が救えなくなる」といった危機感を募らせている。</p> <p>また、院内感染により、病床数が制限され、新規感染患者の受入れが困難となり、入院調整に影響が出るなど、医療提供態勢のひっ迫が懸念されている。</p> <p>こうした事態を未然に防ぐため、次期医療計画においては、今後の新興・再興感染症の感染拡大に備えた内容を盛り込むとともに、地域医療構想については、パンデミック等を想定した重症患者等の必要病床数を確保すること。</p> <p>また、院内感染の防止対策及び臨時病棟の設置等、大規模な施設・設備整備などを行う医療機関に対しては、総合確保基金等を活用した手厚い支援制度を創設することを要望する。</p>		
課題等	<p>県内においては、実質的な病床使用率が50%を超える状態が続いている、県は「医療提供態勢のひっ迫が懸念される状態」として、1月14日に医療非常事態宣言を発令した。</p>		
関係法令	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律		

## 【社会環境 6】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	6 がん患者への補正具購入助成制度の創設について		
提案市	伊那市、駒ヶ根市		
提案要旨	がん患者の療養生活や社会参加を推進するため、補正具(医療用かつら(ウイッグ) や乳房補正具)の助成制度の創設を県に要望する。		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの罹患者数は増加が見込まれる現状である。</li> <li>・治療に伴う外見の変化は、患者の精神的な負担となっており、ましてや、人目は気になるものである。治療中の精神的負担を少しでも軽減できるようしていくことが必要である。</li> <li>・生きる意欲を増進するためには、家にひきこもらず社会参加(仕事・地域づくり・趣味など)することが大事な要件であり、人目を気にせず、治療前と同じ生活が送れるように支援できることが重要である。</li> <li>・全国では、県が主体となり支援している例もある。県には、市町村が取り組みやすい助成制度の新設をお願いしたい。</li> </ul>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊那中央病院がん相談センター(がん拠点病院)の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度外来がん患者数 3,528人、このうち伊那市の患者数1,825人</li> <li>・伊那市の年代別内訳 20~59歳: 338人、60代: 367人、70代以上: 1120人</li> <li>・このうち抗がん剤療法、放射線治療は6割を占め、抗がん剤の副作用による脱毛は9割の方に見られ、ほとんどの方へ精神的ケアを行っている現状がある。</li> </ul> </li> <li>○補正具の着用期間は、治療期間によって比例するため様々であるが、およそ1~3年の間と思われる。</li> <li>○(参考)「第2期信州保健医療総合計画」より県の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・35歳から74歳のがん患者は全国・県ともに増加している。</li> <li>・全年齢で、全国・県ともに人口は減少しているが、がん患者数は増加している。</li> </ul> </li> <li>○19市の助成状況 … 実施なし(検討中3市)</li> </ul>		
関係法令	なし		

## 【社会環境 7】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・4・19第142回総会；千曲市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他      名称		
件名	7 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について		
提案市	上田市		
提案主旨	<p>地域において重症心身障がい児（者）の方や、医療的ケアを必要とする障がい児（者）の方が利用出来る社会資源は十分でない。既存で受け入れをしている事業所へ、また新たに受け入れ可能な事業所が増えるために、施設整備や運営費に関しての支援体制の整備が図られることを要望する。</p>		
提案理由	<p>障害者総合支援法の施行や、児童福祉法の改正により、障がい児（者）の方が利用できる福祉サービスとしての社会資源は拡大している。しかし、地域において重症心身障がい児（者）の方や医療的ケアを必要とする障がい児（者）の方が利用出来る社会資源は今だ十分ではなく、遠方の事業所を利用せざるを得なかつたり、利用回数やサービス内容が家族や本人の要望とかけ離れていたりする現実がある。</p> <p>原因として、受け入れる事業所が施設整備や運営費に関しての支援体制が十分でないことも要因のひとつであるため、広域的利用に亘る事業所に対して、また資源不足が顕著であるサービスについては、国の補助事業への上乗せや充実など、県単独事業の創設による施設整備や、報酬体系の見直しによる運営費補助などにより、事業所の負担軽減を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>■現況： 在宅の重症心身障害児（者）→市内55人（内、児34人）            在宅の医療的ケアが必要な児（者）→市内20人（内、児14人）</p> <p>■課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日中を過ごす通いの場が不足            （児童発達支援、放課後等デイ、生活介護 等）</li> <li>○いざという時の預かりの場が不足（短期入所等 等）</li> <li>○将来的な長期利用（入所）の場が不足（療養介護、施設入所支援 等）</li> </ul>		
法令関係	障害者総合支援法、児童福祉法		

## 【社会環境 8】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会；須坂市、伊那市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 厚生労働省、総務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局 環境部、企画振興部 <input type="checkbox"/> その他      名称		
件名	8 上水道施設・管路の老朽化更新及び耐震化における国の支援について		
提案市	飯山市		
提案要旨	老朽化した水道施設・管路の更新や耐震化には、地方公営企業の財政負担が多いいため、国庫補助事業の採択基準の拡充を図るとともに、起債事業における交付税措置を要望する。		
提案理由	老朽管更新に係る補助制度は重要給水施設への管路や、基幹的な送配水管等を補助対象としているが、長期的な観点において持続的な水道事業経営にはすべての老朽管路の計画的な更新が必要である。経営環境が厳しい水道事業にとって、現行制度では対象とならない配水支管の更新を市が全額負担で行うことは財政負担が大きいことから更新事業の遅れを来すほか、老朽施設の維持修繕費の増大にもつながり経営環境の悪化を招く恐れがあるため。		
現況及び課題等	<p>当市の水道管総延長は約382kmあり、そのうち、既に耐用年数を超過した管路延長は全体の約1割、施設においても約2割が耐用年数を超過しており、今後さらに更新時期を迎える管路、施設が大量に発生していく状況である。</p> <p>当市は現在、水道事業経営戦略の施設更新計画に基づき重要給水施設管路の更新を優先実施しているが、一方で年々増加する老朽化した配水支管の更新需要に対しては、財政的に厳しいことから更新が進まない状況である。安全な水の安定供給を維持することを目的に、すべての管路更新を計画的に行うため、財政負担低減を図る国庫補助事業採択基準の拡充と、起債事業における交付税措置を要望する。</p>		
関係法令	水道法 地方公共団体金融機構法		

## 【社会環境 10】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H31・4・18第144回総会；佐久市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 国土交通省 <input type="checkbox"/> 県      担当部局 <input type="checkbox"/> その他      名称		
件名	10 下水道施設改築等への社会资本整備総合交付金の継続的な財源確保について		
提案市	飯山市		
提案要旨	社会资本整備総合交付金制度は下水道施設の整備・改築更新事業に必要な財源を確保する上で重要な制度である。今後下水道施設の改築更新需要が高まる中で、需要に見合う所要額の交付金の財源確保を要望する。		
提案理由	長野県がとりまとめた次期社会资本総合整備計画(R3～R7年度)の事業量調査結果によると、改築更新にかかる需要が大きく膨らむ結果となり、今後社会资本整備総合交付金の大幅な増加は見込めない中、予算不足となる可能性は極めて高い。しかし人口減少等事業環境が変化していく中で、今後の下水道事業の持続的な運営のためには、改築需要に見合った財源確保は必須である。		
現況及び課題等	次期社会资本総合整備計画(R3～R7年度)の事業量調査結果から、全県で年間約100億円余の予算不足と見込まれ、地方自治体が管理する下水道施設の改築更新計画に大きな影響を及ぼすことが予想される。		
関係法令	下水道法 社会资本整備総合交付金交付要綱		

## 【社会環境 11】(4月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 環境省、経済産業省 <input type="checkbox"/> 県      担当部局 <input type="checkbox"/> その他      名称		
件名	11 今後の「プラスチック資源」一括回収に係る施策について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>今後の「プラスチック資源」一括回収に係る施策については、市町村、事業者など容器包装リサイクルに携わる関係者の意見を十分に踏まえ、回収品目や処理ルートを示していただきなど、個別の市町村が判断に迷わない制度を求める。</p> <p>また、「プラスチック資源」一括回収に伴い新選別施設建設や硬質プラスチック運搬等の財政負担が発生する際には、十分な財政支援を求める。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年10月20日付で環境省・経済産業省が示した「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性を踏まえた主な施策について」において、家庭から排出されるプラスチック容器包装・製品について、まとめてリサイクルできる措置を求めてはどうかとされており、更には、事業者から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備するとされているが、その実現にあたっては処理ルート、市町村が行う選別施設の確保など課題が多いことから、拙速な結論を提示せず、市町村、事業者などの意見を十分に反映させた提言を求める。</li> <li>また、新選別施設の建設が必要となるなどの場合には財政負担が大きいため、循環型社会形成推進交付金の拡充など十分な財政支援を要望する。</li> </ul>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「プラスチック資源」としてのごみの分別を住民に浸透させるには、十分な時間が必要である。</li> <li>硬質プラスチックなどの製品をまとめてリサイクルする場合には、旧来のプラスチック圧縮梱包施設では処理できないため、新規の設備の導入が必要となる。</li> <li>小規模事業者の排出するプラスチックは発生推計が困難であり、施設規模の算定も困難が予想される。</li> </ul>		
法関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 容器包装リサイクル法		

## 【社会環境 12】(7月副市長会、8月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · · ; · )		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、環境省、財務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	12 し尿処理施設の移転解体における財政支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）では、廃焼却施設の解体に要する工事費を交付金の対象としているが、し尿処理施設の移転更新においても旧施設の解体撤去工事費を交付対象とすることを要望する。</p> <p>さらに、用地費や住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<p>し尿処理施設（伊那中央衛生センター）移転改築工事後に旧施設の解体撤去工事を予定しているが、一般的な施設の解体と異なり、現地建替や工法が複雑になることから、多額の費用が必要となるため、市町村における財政負担は大きなものがある。</p> <p>施設の特殊性に対する住民感情を考慮すると、移転改築するケースは多く、旧施設の撤去は事業において必須であり、施設の建設と解体は一体の事業と考える。</p> <p>また、改築工事にあたり、地元住民の理解を得るために施設周辺整備や地域環境整備は欠かせないが、これに係る財政的負担も大きいことから、本交付金による支援範囲の拡充が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）が、伊那市に建設した「し尿処理施設（伊那中央衛生センター）」は、昭和55年の供用開始から40年が経過し老朽化が進行してきたことから、施設の移転改築を計画している。（令和2年度～令和9年度）</p> <p>移転改築後、旧施設の解体工事や施設周辺整備を実施するが、解体工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業、令和3年度まで）を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還に加え、周辺整備については特定財源がないことから、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。</p>		
法関係	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>循環型社会形成推進交付金要綱</p>		

## 【社会環境 13】(7月副市長会、8月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R03・4・15第148回総会；長野市ほか12市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁      総務省、財務省、環境省 <input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局      環境部 <input type="checkbox"/> その他      名 称		
件名	13 國の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、ごみ焼却施設、最終処分場など市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備について、用地費、解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費についても交付対象とともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。</li> <li>・廃棄物処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。</li> <li>・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。</li> <li>・最終処分場などの一部の施設整備に掛かる用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分のほか、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合の既存施設の解体・撤去等に係る費用が交付金の交付対象となっていない。</li> <li>・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となつており、既に廃炉となった焼却施設単独での解体工事は対象外となつていて。廃焼却施設を放置しておくと、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となつている。</li> <li>・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキ</li> </ul>		

**提案理由**

- シン類の飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等、多額な費用が必要となるが、交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、また、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定され、市町村の財政負担が大きい。
- ・一般財源で解体費用を全て賄うことは、コロナ禍等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
  - ・ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
  - ・平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。

**現況及び課題等**

(須坂市)

- ・廃焼却施設の解体工事にかかる費用全てを一般財源で賄わなければならぬことが大きな課題となっている。
- ・須坂市の場合、長野広域連合が焼却施設を整備し、可燃ごみを広域化処理することとなり、須坂市の焼却施設が廃炉となった経緯がある。
- ・このことは、廃棄物処理施設の整備に伴う状況と同等であると考えることから、須坂市の廃焼却施設単体での解体工事を国の循環型社会形成推進交付金の対象とすることを要望する。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）では、新たなごみ焼却施設を令和11年度の供用開始に向けて建設設計画を策定している。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。
- ・特に、用地取得の費用及び地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交

付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田市、東御市、上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、住民理解を得るために周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。全ての廃棄物施設の整備について、用地費、住民理解を得るために周辺整備費、及び新たな施設の整備に伴う全ての廃焼却施設の解体事業費（埋設物処分費を含む）を交付対象とともに、交付金の満額交付による確実な市町村への財政支援を要望する。
- ・広域連合及び当市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。
- ・東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。

現況及び課題等

- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和3年度からごみ焼却施設を解体し跡地に新たなりサイクル施設の建設を進めており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、市単独での解体ができない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても対象施設を限定せず交付金の対象とすることを要望する。

【茅野市、諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備についても諏訪南行政事務組合が共同処理する事務として位置づけられている。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなりサイクルセンターの整備を行っており、令和3年10月の稼働に向けて建設工事を行っている。施設整備後は、現存の処理施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないとから最終処分場の整備についても課題となっている。平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備終了後に、最終処分場の整備を予定しており、この事業についての、財源確保が課題となっている。

【佐久市、東御市、川西保健衛生施設組合】

- ・新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉炉となっている。内1施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを一般財源で賄わなければならない。制度改革をして全額交付対象とするよう要望する。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用について、交付金の対象とするよう要望する。

	<p><b>【穂高広域施設組合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年2月に竣工し本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることができることが必要となっているが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。交付金対象要件の緩和を強く要望するとともに、さらには実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。</li></ul>
<b>法 令 関 係</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱